日本共産党の内藤隆司です。通告に従いまして、大綱 4 点について質問いたします。

大綱第1は、放射性物質汚染廃棄物処理の問題についてです。

5月27日の第10回市町村長会議において、8,000Bq/Kg以下の汚染廃棄物の濃度を再測定する方針をしめしました。

一方、最終処分場建設については「ゼロベースで検討する。3ヵ所でいいのかからスタートすることになる」との姿勢が報道されています。最終処分場建設は棚上げにして、当面は低濃度の廃棄物処理に力を入れる、とのことです。そこで、知事に伺います。

第1に、これまでの経過からいって、まずはっきりさせなければならないことは、3ヵ所の候補地を白紙撤回するということではないでしょうか。3候補地のなかから1カ所を選んで最終処分場を建設するという方向性の破たんは、もはや誰の目にも明らかです。放射性廃棄物の処理問題の解決へむけた前進をはかるためにも、破たんした方向性にしっかりと決着をつけることが必要です。「3ヵ所でいいのか、からスタートする」ということは、3ヵ所は候補地のままであるということです。県知事として「白紙撤回すべきである」と明言していただきたいと思います。そのことを強く国に要望すべきと考えますが、見解を伺います。

第2に、放射性物質処理が進まない最大の要因は、5県に「各県1カ所ずつ」最終処分場をつくるとしている「基本方針」と「放射性物質汚染対処特措法」にあります。知事は、この見直しを求めるべきと考えますが見解を伺います。

今回の「候補地返上」の経過を見れば、「県内1カ所に集約する」と言う方針そのものが 非現実的であったと言わざるを得ません。今の国の方針のもとで、候補地の選定をやり直し たとしても、「最終処分場」を建設することは不可能だと思います。

時間の経過とともに、放射能が減衰しているという現実もあるわけで、私は、最終処分場建設の必要性そのものが、大きく問われている事態になっていると思います。また.私は、現時点で最も現実的な対策は、国の責任による安全な管理体制の下で、県内数カ所への「一時保管」であると考えるものですが、少なくとも県内1カ所に最終処分場をつくるという「基本方針」と「特措法」を見直すことが問題解決の道であると思いますが、知事の見解を伺います。

第3に、放射能の減衰により8000Bq/Kg以下となった廃棄物の指定解除の問題について伺います。

環境省は、「特措法」の見直しを拒否する一方で、「特措法施行規則」の一部を改正し、放射能の減衰により 8,000Bq/Kg 以下となった指定廃棄物の指定解除をおこなおうとしています。指定を解除すれば「特措法」の規定により、管理と処理の責任が市町村に移ることになり、市町村が管理する一般のゴミ焼却場で焼却をすることが可能になります。国は「一方的に処理責任を放棄するものではない」と言いますが、現在の制度的のままでは、法的には国の責任はなくなってしまいます。国の責任放棄を許すべきではないと考えますが、知事の見解を伺います。8,000Bq/Kg 以下になったからといって指定解除をするのではなく、もとも

と 8000Bq/Kg 以下であったものも含めて、国と東電が責任をもって処理すべきであると思いますが、知事の見解を伺います。

第4に、8,000Bq/Kg以下の放射性廃棄物の焼却処理をおこなわないことを強く求めます。 そもそも廃棄物処理法第2条では、放射性物質はゴミ焼却場では焼却できないことになっています。しかし、福島原発事故によって大量の放射性物質が放出されたことにより、8000Bq/Kg以下の汚染物質に対して、適切な管理と監視の体制もないまま焼却処理をすることにしてしまいました。

焼却処理について、決定的に大事なこととして強調しなければならないことは「焼却による減容化の安全性は実証されていない」ということです。環境省は、汚染廃棄物を焼却することによって「放射性セシウムを 99%除去」できるという実験結果を強調しています。しかし、この結果に対しては、実験で用いられた装備ではエーロゾル状態(いわゆる微粒子状態)のセシウムは捉えられないという指摘をはじめ、実験の設定条件、放射能のモニタリング方法などについて、多くの専門家から疑問が指摘されています。何よりも放射性セシウムの物質収支が明らかにされていないことは、「除去」されたとする放射性セシウムの大半が捕捉されないまま外部へ放出されたことを示すものにほかなりません。

知事は、県が仮設の焼却処分場を整備することも含めて、焼却処理を検討していると思いますが、焼却による減容化の安全性は実証されていない、という事実を認めますか。知事の 見解を伺います。

第5に、もしも焼却処理をおこなう場合には、事前に住民の納得と合意を得ること、及び信頼できるモニタリングをおこなうことが最低限必要となります。しかし、この間県内で焼却処理をしたケースでは、これらの条件をクリアしたケースは一つもありません。「安全性が実証されていない」という現状のもとで、焼却処理が住民の納得と合意を得ることができると考えているかどうか、知事に伺います。

第6に、それではどう解決すればいいのか、という問題についてです。

3月16日の「第9回指定廃棄物処分等有識者会議」に対して、環境省は、焼却が最適である」としながらも「他の処理方法による可能性」についての検討をおこなっています。「一定期間保管の継続が必要な場合には保管の強化、遮へいの徹底」「焼却や最終処分の受入状況によっては、焼却以外の処理」を提案し、この会議において、乾燥や圧縮梱包も可能であることが確認されています。

知事は「あらゆる可能性を排除しない」(5月28日付河北)としていますが、焼却以外の手段も含めて、市町村と住民が納得できる方向を検討していくつもりがあるかどうか、知事の見解を伺います。

次に大綱2点目、子どもの医療費助成の拡充について伺います。

知事は、5月27日の市町村長会議において、子どもの医療費の県の補助を来年4月に拡充する方針を表明しました。県内すべての市町村と議会が助成拡大を求めていましたし、住民からも切実な要望が寄せられていましたから、「遅すぎた」とは思いますが、当然の方向であり、心から歓迎するものです。

問題はどこまで拡充するのかです。「市町村に寄り添う」ということですけれども、県内市町村の助成水準は、通院も入院も中学校卒業まで、が 18 自治体あり、最も多い水準です。通院、入院とも 18 歳まで助成している自治体が 1 2 あります。市町村の助成格差を少なくするためにも、少なくとも県内すべての市町村で中学校卒業まで無料にできるように、県の助成を拡大することが求められていると考えます。

知事はどのような考え方で、どのレベルまでの子どもの医療費の助成拡大を図るおつもりなのか、お考えをお聞きします。

次に、子ども医療費助成の所得制限の撤廃について伺います。

子どもの医療費助成という制度は、お金の心配なく安心して病院にかかることができるようにするためのものであり、子どもの命と健康を守るためのものです。本来、お金のあるなしにかかわらず、すべての子どもを対象にすべきものと考えます。所得制限により助成の対象から外されている方は、決して高額所得者ではありません。高い保育料を払わなければならなかったり、住宅ローンに追われていたり、様々な事情があります。一定の所得があるからといって支援の対象からはずすことに合理的な理由はありません。

宮城県に引っ越してきてから、所得制限を受けることになった方からは「子どもを病院に連れて行くのを躊躇することが多くなり、重症化してしまうこともあった」という切実な声が寄せられています。

現在、県段階で所得制限をもうけていない県は 17 県あります。県内自治体では所得制限がないのは 15 自治体です。まだ多数派とは言えませんが、所得制限を撤廃する自治体は確実に増えています。宮城県においても、所得制限を撤廃するつもりはないか、知事の見解を伺います。

第3に、対象年齢を拡大する一方で、県として保護者に対する医療費の一部負担を導入することはしない、ということを明言していただきたいと思いますが、知事の答弁を求めます。

次に大綱3点目です。大崎市民病院救命救急センターへの県補助金大幅削減問題について 伺います。

今年度当初予算において、大崎市民病院救命救急センターへの補助金は、昨年度の1億2千万円から5千722万5千円へと大きく削減されてしまいました。実に52.3%の削減です

2 月議会において知事は「補助基準の統一が求められている」と答弁しましたが、救命救急センターの設立経過や救急医療の現状や課題はそれぞれの地域において様々です。その様々な実情に応じた支援を県がおこなうことこそが求められているのであって、一律な基準に当てはめて、バッサリと予算を削減するやり方は断じて納得することはできません。

また、知事は「国庫制度が廃止された」ことを削減理由としていましたが、大崎市民病院 救命救急センターへの補助は、平成6年度から開始され、国庫及び県単独費を合わせて1億 5千万円でしたが、県と関係市町との約束により補助が行われていたものです。国庫補助が なくなった事は許しがたい事だと思いますが、国庫補助がなくなったからといって、県補助 を削減する理由にはなりません。 知事が2月定例議会で答弁された、これらの削減の理由は成り立たないと思いますが、知事の見解を伺います。

第2に、大崎市民病院救命救急センターの機能を充実させようという姿勢があるのかどうか、伺います。

知事は2月議会において、「3次救急としての機能が充分発揮されるような体制整備は県の役割」と答弁されています。その立場に立つのなら、どうして一方的な補助金の大幅削減がおこなわれるのでしょうか。

他の救命救急センターに比べて、「大崎は赤字が多すぎる」ということですが、赤字が多いからと言って、一方的な補助金削減をおこなえば、機能発揮どころではありません。

「大幅な赤字が問題」というのなら、関係自治体と一緒になって解決の道を協議し、県の 支援を強める立場に立つべきです。

大崎地域においては、夜間輪番制の古川方式が崩壊したことなどにより、1次2次の救急体制が極めて困難になっています。3次救急である救命救急センターがそのしわ寄せを受けています。この現状を打開するためには、1次2次救急体制の整備も含めて県が積極的に支援することが必要です。

大幅削減の予算を決めた後で、県はようやくこのことに気付いたのだと思いますが、4月になってから、大崎医療圏の救急医療体制の現状等を精査する協議がおこなわれています。

知事に伺います。本当に救命救急センターの充実を図るというのなら、今、現におこなっているこの協議を予算削減より前に行うべきだったのではありませんか。その協議も全くないまま、関係市町の同意も得ず、突然一方的な削減を先におこないました。私は、これは明らかに手順前後であり、こうしたやり方そのものが、救急体制の機能充実とは相いれないと思いますが、知事の見解を伺います。

第3に、関係市町は削減された補助金をこれまでの1億2千万円に戻すことを強く求めています。ぜひこの要望に応えていただきたいと思います。

3月25日におこなわれた関係市町長会議では、大崎、栗原、登米の3市長、色麻、加美、 涌谷、美里の4町長がそろって、補助金をもとに戻すべきであると主張しました。そのこと を踏まえて、県と大崎市との協議がおこなわれているわけですが、この協議の「目的」には、 「救命救急センターの運営に係る県単補助、市町負担金のあり方を検討し、検討の結果に応 じ、所要の措置を講じる」とあります。

この「所要の措置」のなかには、削減された補助金を、今年度の補正措置によって元に戻すということも含まれていると考えていいのかどうか伺います。

救命救急センターの赤字が増えるのに伴い、関係市町の負担が大幅に増えています。平成17年度の関係市町の負担金合計は2億2千500万円程度でしたが、平成26年度には4億1千300万円を超えています。実に1.8倍です。関係市町の負担がこれだけ増えているのに、県だけが補助金を削減することが許されるのでしょうか。

大崎市との協議では、県の支援のもとで赤字の縮小や救急医療の充実の方向性が明らかに されることを望むものですが、実際にその効果があらわれるのは当然のことながらしばらく 時間がかかることになります。ですから、今年度の補助額については補正予算で元に戻すこ とを、今の段階で明らかにしていただきたいと思います。来年度以降については、実態を見ながら検討するというのが妥当ではないかと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、大綱第4点、環境保全型農業へのとりくみと支援の充実について伺います。

農業は言うまでもなく宮城県の基幹産業です。農業の基本は国民の命の糧である食料を生産することにあります。何よりも、安全で安心な食料が安定的に供給されることが重視されなければなりません。また、農業においては、二酸化炭素の排出抑制だけでなく、農地による二酸化酸素の貯留、水源のかん養、バイオマスエネルギーの利活用の促進、多様な生物の生態系の保全という地球環境保全に貢献する役割が求められています。

そこで知事に伺います。環境保全型農業の価値、必要性についてどのように考えているのでしょうか。こうした環境保全型農業のとりくみが農業の大勢を占めるという状況をつくることが大切だと思います。一部でおこなわれているというのでは、地球環境どころか地域の自然環境を守ることもできないからです。県内の農業の大勢を環境保全型農業にするという意欲とそのための支援を県としておこなうつもりがあるのかどうか、伺います。

次に、エコファーマーを増やすとりくみについて伺います。

こうした環境保全型農業の担い手となるのがエコファーマーです。平成23年2月策定の「みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、平成21年度のエコファーマー数9千284人を平成27年には1万1千人、平成32年に1万2千人に増やす計画でしたが、しかし実際には平成26年末で5千902人と、ピーク時の63%へと大きく減少しています。これは、全国的な傾向ではありますが、全国的にはピーク時の72%で、宮城県は全国平均を下回っています。

エコファーマー数全国一である福井県は、「県として稲作農家のエコファーマー化を強力に推進し」右肩上がりで増加を続けています。平成26年には2万5千768人に達しており、宮城県の4.36倍です。福井県はコシヒカリのふるさとということですが、コメ産地としての県としてのとりくみの違いがここにあらわれていると思います。エコファーマーを増やすとりくみにおいて、知事の評価と見解を伺います。

第3に、環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となる地域特認取り組みを拡充することについて伺います。

この交付金制度は、化学肥料、化学合成農薬の使用を5割以上低減する取り組みとあわせておこなう取り組みに対して支援金を支払うものです。全国共通取り組みと県が支援の対象を指定する地域特認取り組みがあります。宮城県においては、県内の農家がさまざまな形で創意をこらし、環境保全型農業にとりくんでいることに比べ、県が支援の対象とする地域特認の指定が少ないのではないかと考えます。

先ほど、福井県との比較をお話ししましたが、宮城県では稲作の地域特認取り組みは「冬期湛水管理」だけですが、福井県ではその他に稲作だけで4項目の地域特認取組をおこなっています。

環境保全型農業を拡大するためにも、実際に農家が取り組んでいる取り組みを励まし、支援することが求められていると考えます。知事の見解を伺います。

第4に、多面的機能交付金制度の活用について、伺います。

近年、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能が低下し、農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このような状況を踏まえて、地域の共同活動に係る支援をおこなうために創設されたのが多面的機能支払交付金制度です。この制度の主旨からすれば、地域が必要と認め要望するものについては、基本的に支援するという立場に立つ必要があると思います。

県は、いわゆる「土水路」を改良・整備する事業について、「国は認めていないわけではないが、要望が非常に多いために、事実上拒否している」という立場にたっています。 これは本末転倒ではないでしょうか。要望が切実で「多すぎる」というのなら、計画的に推 進することが求められているのではないでしょうか。

農村環境を守るために地域が必要と判断し要望している事業が、制度上認められているにもかかわらず、拒否されている現状は、正されなければならないのではないでしょうか。「土水路」を改良・整備する事業を計画的に推進する立場に転換することを強く求めるものですが、知事の見解を伺います。